

吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第794条第1項および会社法施行規則第192条に定める書面)

2020年8月5日

パナソニック株式会社



2020年8月5日

吸収分割に係る事前開示事項

大阪府門真市大字門真1006番地
パナソニック株式会社
代表取締役社長 津賀一宏



当社は、2020年6月30日付でパナソニック システムソリューションズ ジャパン株式会社（以下、「PSSJ」といいます。）との間で締結した吸収分割契約書に基づき、2020年10月1日を効力発生日として、PSSJが、PSSJのパートナー営業本部 営業6部と、マーケティングセンター 設計仕様化推進部が営む建設AV事業に関して有する権利義務を当社が承継する吸収分割（以下、「本件吸収分割」といいます。）を行うことといたしました。

本件吸収分割に関する事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約書（会社法第794条第1項）

2020年6月30日付で当社とPSSJが締結した吸収分割契約書は、別添1のとおりです。

2. 本件吸収分割の対価等の相当性に関する事項（会社法施行規則第192条第1号）

PSSJは、当社の完全子会社であるため、本件吸収分割に際して、当社からPSSJに対して株式その他の金銭等の交付は行わないことといたしました。

上記の事項は、当社とPSSJとの協議により決定いたしました。

3. 吸収分割会社（PSSJ）に関する事項（会社法施行規則第192条第4号）

（1）最終事業年度に係る計算書類等

PSSJの最終事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）に係る計算書類等は、別添2のとおりです。

（2）最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象

該当すべき事項はございません。

4. 吸収分割承継会社（当社）に関する事項（会社法施行規則第192条第6号）

（1）最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象

該当すべき事項はございません。

5. 効力発生日以後における吸収分割承継会社（当社）の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第192条第7号）

本件吸収分割後の当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本件吸収分割後の当社の収益状況およびキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

したがって、本件吸収分割後における当社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以 上





吸収分割契約書

パナソニック株式会社（以下「甲」という）およびパナソニック システムソリューションズ ジャパン株式会社（以下「乙」という）とは、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、吸収分割の方法により、乙のパートナー営業本部 営業6部と、マーケティングセンター 設計仕様化推進部が営む建設AV事業（以下「本事業」という）に関して有する第4条記載の権利義務を、乙より承継する。

第2条（当事会社の商号および住所）

本契約に基づく吸収分割（以下「本分割」という）の当事者は、それぞれ以下のとおりである。

吸収分割承継会社（甲）

商号：パナソニック株式会社

住所：大阪府門真市大字門真1006番地

吸収分割会社（乙）

商号：パナソニック システムソリューションズ ジャパン株式会社

住所：福岡県福岡市博多区美野島四丁目1番62号

第3条（効力発生日）

本分割は、2020年10月1日にその効力を生ずる（以下「効力発生日」という）。
但し、必要に応じて甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第4条（甲が承継する権利義務に関する事項）

本分割により甲が乙から承継する資産、債務、契約その他の権利義務は別紙のとおりとする。

2. 本条に基づき甲が乙から承継する債務に関しては、甲が免責的にこれを引き受ける。
なお、会社法第759条第2項に基づき承継債務について乙がその履行を余儀なくされた場合、乙は甲に対し、その履行した債務額につき求償することができる。
3. 乙が履行すべき債務に関し、会社法第759条第3項の規定により甲がその履行を余儀なくされた場合には、甲は、乙に対し、その履行した債務額につき求償することができる。

第5条（甲の乙に対する対価の交付）

甲は、本分割に際して株式その他の金銭等の交付を行わない。

第6条（競業避止義務）

乙は、本事業について会社法第21条に基づく競業避止義務を負わない。

第7条（吸収分割契約承認総会等）

甲は会社法第796条第2項に基づき、乙は会社法第784条第1項に基づき、それぞれ本契約につき株主総会の承認を得ないで本分割を行う。なお、会社法第796条第2項における甲の純資産額の算定基準日は、2020年6月30日とする。

第8条（会社財産の管理等）

甲および乙は、本契約締結後、本分割の効力発生日に至るまでの間において、それぞれ善良な管理者の注意をもってその業務の執行および財産の管理、運営を行うものとし、本事業に係る資産、債務、契約その他の権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意のうえ、これを行う。

第9条（本契約の変更および解除）

本契約締結後、本分割の効力発生日に至るまでの間において、甲または乙の資産状態、経営状態に重大な変更が生じたとき、または本分割の手続を阻害する重大な事態が生じたときは、甲乙協議のうえ、本契約の内容を変更し、または本契約を解除することができる。

第10条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い甲乙協議のうえ、これを決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、甲が原本を有し、乙はその写しを保有する。

2020年6月30日

甲 大阪府門真市大字門真1006番地
パナソニック株式会社
代表取締役社長 津賀 一宏



乙 福岡県福岡市博多区美野島四丁目1番62号
パナソニック システムソリューションズ ジャパン株式会社
代表取締役社長 片倉 達夫



別 紙

[1] 甲が乙から承継する資産は、次のとおりとする。

効力発生日において本事業のみに属する一切の資産。但し、以下に掲げるものを除く。

- ・ 本事業に従事する乙の従業員（以下「本従業員」という）に関して有する資産
- ・ 公租公課に関して有する資産
- ・ 効力発生日前日における売掛金、未収入金、未成工事支出金

[2] 甲が乙から承継する債務は、次のとおりとする。

効力発生日において本事業のみに属する一切の債務。但し、以下に掲げるものを除く。

- ・ 本従業員に関して負担する債務
- ・ 公租公課に関して負担する債務
- ・ 効力発生日前日における買掛金、未払金、未払費用

[3] 甲が乙から承継する契約は、次のとおりとする。

効力発生日において本事業のみに関して締結している一切の契約およびこれに付随する一切の権利義務。但し、以下に掲げるものを除く。

- ・ 効力発生日において存する本従業員との間の雇用契約

以上





第 53 期

貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書

2019 年 4 月 1 日から

2020 年 3 月 31 日まで

パナソニック システムソリューションズ ジャパン株式会社

貸借対照表

(2020 年 3 月 31 日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流 動 資 産	117,951	流 動 負 債	64,874
現 金 預 金	647	電 子 記 録 債 務	774
預 け 金	39,599	買 掛 金	30,097
受 取 手 形	1,773	未 払 金	3,310
売 掛 金	54,969	未 払 費 用	12,525
製 品 ・ 商 品	6,638	未 成 工 事 受 入 金	5,836
未 成 工 事 支 出 金	6,179	未 払 法 人 税 等	1,063
原材料・仕掛品・貯蔵品	790	リ ー ス 債 務	55
未 収 入 金	2,377	未 払 消 費 税	2,278
そ の 他 の 流 動 資 産	4,978	賞 与 引 当 金	4,824
貸 倒 引 当 金	△4	製 品 保 証 等 引 当 金	77
		受 注 工 事 損 失 引 当 金	495
		完 成 工 事 補 償 引 当 金	213
		預 り 保 証 金	2,911
		そ の 他 の 流 動 負 債	409
固 定 資 産	21,444	固 定 負 債	4,593
有形固定資産	7,743	リ ー ス 債 務	98
建 物	4,802	預 り 金	1
構 築 物	19	退 職 給 付 引 当 金	4,494
機 械 装 置	84		
車 両 運 搬 具	0		
工 具 器 具 備 品	1,082		
土 地	1,359		
リ ー ス 資 産	137		
建 設 仮 勘 定	256		
無形固定資産	688	負 債 合 計	69,468
ソ フ ト ウ ェ ア	576	純 資 産 の 部	
の れ ん	88	株 主 資 本	69,564
施 設 利 用 権	23	資 本 金	350
投資その他の資産	13,012	資 本 剰 余 金	100
投 資 有 価 証 券	1,548	資 本 準 備 金	100
関 係 会 社 株 式	583	利 益 剰 余 金	69,114
前 払 年 金 費 用	3,157	利 益 準 備 金	87
長 期 預 け 金	2,108	そ の 他 利 益 剰 余 金	69,026
繰 延 税 金 資 産	5,535	圧 縮 記 帳 積 立 金	106
そ の 他 の 投 資 等	78	別 途 積 立 金	20,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	48,919
		評価・換算差額等	363
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	362
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
資 産 合 計	139,395	純 資 産 合 計	69,927
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	139,395

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 預け金は、パナソニックグループ内の資金を一元化して効率運用することを目的とする
パナソニック株式会社に対する預け入れ額であります。

3. 関係会社に対する短期金銭債権	47,106百万円
関係会社に対する長期金銭債権	655百万円
関係会社に対する短期金銭債務	22,945百万円
4. 有形固定資産の減価償却累計額	25,456百万円
5. 1株当たり純資産額	508,190円58銭

損 益 計 算 書

科 目	当 期
	(2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで)
	百万円
売 上 高	314,885
売 上 原 価	263,406
売 上 総 利 益	51,478
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	33,526
営 業 利 益	17,952
営 業 外 収 益	1,018
(受 取 利 息 及 び 配 当 金)	(184)
(そ の 他 の 収 益)	(834)
営 業 外 費 用	388
(支 払 利 息)	(64)
(そ の 他 の 費 用)	(324)
経 常 利 益	18,582
特 別 利 益	339
(投 資 損 失 引 当 金 戻 入 額)	(339)
特 別 損 失	369
(関 係 会 社 株 式 評 価 損)	(369)
税 引 前 当 期 純 利 益	18,552
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	4,038
法 人 税 等 調 整 額	1,536
当 期 純 利 益	12,977

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 売上原価に含まれている受注工事損失引当金繰入額 △ 6 8 3 百万円
3. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売 上 高	3 1, 7 3 4 百万円
仕 入 高	1 4 1, 5 4 4 百万円
営業取引以外の取引による取引高	7 9 3 百万円
4. 1 株当たり当期純利益 9 4, 3 1 5 円 9 9 銭

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						圧縮記帳 積立金	別途 積立金
当 期 首 残 高	350	100	6,784	6,884	87	109	20,000
事 業 年 度 中 の 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当			△6,784	△6,784			
圧 縮 記 帳 積 立 金 の 取 崩						△2	
当 期 純 利 益							
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）							
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	—	△6,784	△6,784	—	△2	—
当 期 末 残 高	350	100	—	100	87	106	20,000

	株 主 資 本			評価・換算差額等			純資産 合計
	利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金 合計					
	繰越利益 剰余金						
当 期 首 残 高	40,107	60,304	67,538	552	0	553	68,091
事 業 年 度 中 の 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	△4,168	△4,168	△10,952				△10,952
圧 縮 記 帳 積 立 金 の 取 崩	2	—	—				—
当 期 純 利 益	12,977	12,977	12,977				12,977
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）				△189	0	△189	△189
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	8,812	8,809	2,025	△189	0	△189	1,835
当 期 末 残 高	48,919	69,114	69,564	362	0	363	69,927

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当該事業年度における発行済株式の数

普通株式

137,601株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

金銭による配当

決議	配当金の総額	一株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2019年6月24日 定時株主総会	952百万円	6,921円78銭	2019年3月31日	2019年6月25日
2020年2月26日 定時取締役会	10,000百万円	72,673円89銭	2019年12月31日	2020年3月19日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	配当金の総額	一株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2020年6月18日 定時株主総会	1,902百万円	13,829円02銭	2020年3月31日	2020年6月19日

重要な会計方針

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品・仕掛品・・・・・・・・・・・・・・・・・・総平均法

商品・原材料・貯蔵品・・・・・・・・・・・・・・・・総平均法

未成工事支出金・・・・・・・・・・・・・・・・・・個別法

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式・・・・・・・・・・移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの・・・・・・・・・・・・・・・・決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの・・・・・・・・・・・・・・・・移動平均法による原価法

3. デリバティブの評価基準及び評価方法・・・・・・・・・・時価法

4. 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産除く）・・・・・・・・・・定額法

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物・・・・・・・・・・・・・・・・2～50年

機械装置・・・・・・・・・・・・・・・・3～10年

工具器具備品・・・・・・・・・・・・・・・・1～10年

②無形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（1年～3年）に基づく定額法によっております。

③リース資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・定額法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5. 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②投資損失引当金

国内の関係会社等に対する投資に係る損失に備えるため、財政状態等を勘案して、会社所定の基準により損失見込額を計上しております。

③賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④製品保証等引当金

製品のアフターサービスに対する費用支出に備えるため、保証期間内のサービス費用見込額を過去の実績を基礎にして計上しております。

⑤受注工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、手持受注工事のうち期末で損失が確実視され、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、翌期以降に発生が見込まれる損失見込額を計上しております。

⑥完成工事補償引当金

完成工事に対する瑕疵担保費用支出に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する瑕疵担保費用の見込額を過去の実績を基礎に計上しております。

⑦退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。

6. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事契約については、工事進行基準（工事進捗率の見積りは原価比例法）を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。

7. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

8. ヘッジ会計の方法

為替予約については、金融商品に係る会計基準における繰延ヘッジ会計を採用しております。

9. のれんの償却方法

のれんの償却については、個別案件ごとの投資効果の発現する期間（5年）で償却しております。

10. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜処理によっております。

税効果会計

1. 繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、退職給付引当金の否認等であります。

2. 繰延税金資産から控除した評価性引当額

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	12,647百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	959百万円
評価性引当額合計	13,607百万円

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020 年法律第 8 号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第 39 号 2020 年 3 月 31 日）第 3 項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 28 号 2018 年 2 月 16 日）第 44 項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、パナソニックグループ内の資金を一元化して効率運用することを目的としたパナソニック株式会社に対する預け入れによる資金運用としております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは社内規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については定期的に時価の把握を行い、非上場株式については定期的に取引先企業の財務状況の把握を行っております。

買掛金に係る取引先の信用リスクは社内規程に沿ってリスク低減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
(1) 預け金	39,599	39,599	—
(2) 受取手形	1,773	1,773	—
(3) 売掛金	54,969	54,969	—
(4) 投資有価証券	934	934	—
(5) 電子記録債務	(774)	(774)	—
(6) 買掛金	(30,097)	(30,097)	—

(*1) 負債に計上されているものについては () で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 預け金、(2) 受取手形、(3) 売掛金、(5) 電子記録債務および(6) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

2. 非上場株式（貸借対照表計上額 1,197 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難なことから上表には含めておりません。

関連当事者との取引

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 被所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社及び 主要株主	パナソニック㈱ (上場会社)	直接 100%	当社製品の販売 資金の預け入れ 等	電気機器等の販売 (注 1)	15,298	売掛金	2,261
				資金の預け入れ (注 2)	37,159	預け金	39,599
				利息の受取 (注 2)	19	長期預け金	655
				製品の仕入 (注 3)	97,127	買掛金	9,579
				法人税の受取 (注 4)	107	未払金	3,325
				グループ経営運営費等 (注 5)	1,622	未払費用	2,846
				現場プロセス人件費 (注 6)	2,185	未収入金	1,707

- (注) 1. 当社製品の販売については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、交渉のうえで決定しております。
2. 資金の預け入れの取引金額は、平均残高を記載しております。
資金の預け入れについては、パナソニックグループ内の資金を一元化して効率運用することを前提としつつ、他の金融機関等の利率も勘案して決定しております。
3. パナソニック㈱からの製品の仕入については、見積りを入手し、市場の実勢価格を勘案して交渉のうえで決定しております。
4. パナソニック㈱は連結納税制度を適用しており、完全子会社の当社も適用対象のため、法人税の受取額については、パナソニック㈱からの通知に基づき、決定しております。
5. パナソニック㈱に対するグループ経営運営費等の賦課費については、パナソニック㈱本社が提供する役務および便益に基づき、決定しております。
6. パナソニック㈱に対する現場プロセス人件費の請求については、当社の人件費実績に基づき、決定しております。
7. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等の 被所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の 親会社を もつ会社	パナソニック モバイル コミュニケーションズ㈱	—	当社製品の 製造販売	製品の仕入 (注 1)	21,533	買掛金	2,834

- (注) 1. 当社製品の販売については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、交渉のうえで決定しております。
2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

第 53 期

附属明細書（計算書類関係）

2019 年 4 月 1 日から

2020 年 3 月 31 日まで

パナソニック システムソリューションズ ジャパン株式会社

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形 固定 資産	建物	4,937	558	47 (-)	646	4,802	12,572	17,374
	構築物	17	6	- (-)	3	19	36	55
	機械装置	97	14	- (-)	27	84	539	624
	車両運搬具	1	-	- (-)	0	0	3	4
	工具器具備品	1,157	748	15 (-)	808	1,082	8,674	9,756
	土地	1,359	-	- (-)	-	1,359	-	1,359
	リース資産	233	89	- (-)	185	137	3,630	3,767
	建設仮勘定	216	364	324 (-)	-	256	-	256
	計	8,021	1,782	387 (-)	1,672	7,743	25,456	33,199
無形 固定 資産	ソフトウェア	444	462	6 (-)	323	576		
	のれん	132	-	- (-)	44	88		
	その他	23	-	0 (-)	-	23		
	計	600	462	7 (-)	367	688		

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 「当期減少額」欄の()は内数で、当期の減損損失計上額であります。

2. 引当金の明細並びにその計上の理由及び額の算定方法

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	5	4	5	4
投資損失引当金	339	-	339	-
賞与引当金	4,888	4,824	4,888	4,824
製品保証等引当金	103	77	103	77
受注工事損失引当金	1,178	1,185	1,868	495
完成工事補償引当金	148	213	148	213
退職給付引当金	8,662	4,494	8,662	4,494

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

科目	金額	摘要	科目	金額	摘要
販売直接費	1,827		旅費・通信費	1,198	
販売促進費	2,809		減価償却費	1,222	
運送費	898		賃借料	2,797	
グループ経営運営費	1,793		事業税	785	
広告宣伝費	207		特許権使用料	218	
従業員給与手当	15,223		その他	247	
退職給付費用	856				
福利厚生費	3,439		合計	33,526	

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

パナソニック システムソリューションズ ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

千田 健悟

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

俣野 広行

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、パナソニック システムソリューションズ ジャパン株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

私たち監査役は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

各監査役は、他の監査役と意思疎通および情報の交換を図るほか、監査役監査基準、監査の方針および監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人、親会社の監査役等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役、内部監査部門その他使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、決裁書類その他重要な書類を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項および同号ロの判断および理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を監査業務の品質管理に関する諸法令・基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類

(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表) およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項および当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由について指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

パナソニック システムソリューションズ ジャパン株式会社

常勤監査役

清水 亨



監査役

野元 毅



第98巻1目丁四番地美空町新井の町
株式会社パナソニックシステムソリューションズジャパン
東京支社 総務課 監査係





原本と相違ありません。

福岡市博多区美野島四丁目1番62号

パナソニックシステムソリューションズ ジャパン株式会社

代表取締役社長 **片倉達夫**





第 5 3 期

事 業 報 告

2019 年 4 月 1 日から

2020 年 3 月 31 日まで

パナソニック システムソリューションズ ジャパン株式会社

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当期における当社を取り巻く経営環境は、個人消費の足取りが緩慢、設備投資は横這い推移、企業景況感も停滞感を残している一方で、着実に中長期に向けた施策を実施し、全体としては底堅く推移しました。

当期の売上高は、3,148億8千万円と前期売上高3,078億8千万円に対して前期比2.2%の増収となり、この結果、営業利益は179億5千万円（前期は営業利益147億6千万円）、経常利益は185億8千万円（前期は経常利益149億5千万円）となりました。

税引前当期純利益は185億5千万円（前期は税引前当期純利益148億8千万円）、当期純利益は129億7千万円（前期は当期純利益123億7千万円）となりました。

資金調達の状況につきましては、当期の所有資金はすべて自己資金によって充当し、外部からの調達は行っておりません。

(2) 今後の見通しと対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、2020年度は五輪1年延期、新型コロナ拡大の影響に伴い経済環境も不透明な状況ですが、中期的な視点で、収益構造のトランスフォーメーションを実施し、サービス事業会社（付加価値事業）に変革していくことで市場環境の激変に対応すると共に、2021年の五輪需要を確実に刈り取る準備に注力致します。

また「業務プロセス改革の完遂」、「現場プロセス事業・サービス事業の拡大」を重点取り組みとして、業界戦略を遂行し、持続的成長の確保及び経営基盤の強化に努めます。

(3) 財産および損益の状況の推移

区分 \ 年度	2016 年度 (第 50 期)	2017 年度 (第 51 期)	2018 年度 (第 52 期)	2019 年度 (第 53 期)
売 上 高 (百万円)	397,580	291,303	307,887	314,885
経 常 利 益 (百万円)	3,563	12,380	14,957	18,582
当 期 純 利 益 (百万円)	1,454	8,889	12,378	12,977
1 株当たり当期純利益 (円)	10,571	64,601	89,960	94,315
総 資 産 (百万円)	177,316	126,574	143,220	139,395
純 資 産 (百万円)	78,390	56,513	68,091	69,927

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(4) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社はパナソニック株式会社であり、同社は当社の株式を100%保有しております。親会社が生産し商標を表示している製品を、当社が市場に販売しております。

② 重要な子会社の状況

(2020年3月31日現在)

会社名	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
パナソニックSS サービス(株)	30	100.0	電気・通信その他各種システム に関する修理・保守・運用
光英システム(株)	100	66.7	輸配送システム及び車載端末 の開発・保守

(5) 主要な事業内容

当社は、電気機械器具の製造・販売およびS I、施工、保守サービスを主たる事業としており、主要な製品は次のとおりであります。

(2020年3月31日現在)

主 要 製 品
監視・防犯カメラ、決済・認証端末、無線関連システム、社会インフラシステム、 ノートPC・タブレットの販売、コミュニケーション・ドキュメント関連

(6) 本社所在地

(2020年3月31日現在)

本 社	： 東京都中央区（登記上の本店：福岡県福岡市）
-----	-------------------------

(7) 従業員の状況

(2020年3月31日現在)

従業員数（前期比増減）	平均年齢	平均勤続年数
4,663名（40名増）	45.7歳	20.0年

(注) 従業員数はパナソニック(株)所属出向者1,610名を含んでおります。

2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- | | |
|--------------|-----------|
| (1) 発行可能株式総数 | 550,000 株 |
| (2) 発行済株式総数 | 137,601 株 |
| (3) 株主数 | 1 名 |
| (4) 大株主の状況 | |

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数	議決権比率
パナソニック株式会社	137,601 株	100.0%

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	片 倉 達 夫	経営全般、行動基準順守担当、パーソナルシステムソリューションズジャパン 社長
代表取締役副社長	宮 澤 俊 樹	パートナー営業本部 本部長
代表取締役副社長	奥 村 康 彦	パーソナルシステム事業本部 本部長
取 締 役	中 原 雅 恵	法人営業部門、サービス・インテグレーション部門担当
取 締 役	山 口 和 洋	東京リノベーション・バリエーション推進プロジェクト担当、公共政策渉外担当
取 締 役	長 南 充 浩	経理部門担当
取 締 役	田 中 義 久	STBネットワークBU担当
取 締 役	藤 井 克 敏	エンジニアリング本部担当
取 締 役	中 島 好 博	人事、総務、JSU、マーケティング推進部門担当
取 締 役	古 田 雅 宏	品質・環境、CS推進、調達部門担当
取 締 役	安 岡 広 和	サービスインテグレーション本部担当
取 締 役	中 山 正 春	(非常勤)
監 査 役	清 水 亨	常勤監査役
監 査 役	野 元 毅	(非常勤)

(地位、担当等は2020年3月31日現在)

(注) 1. 2020年4月1日付で、下記のとおり、取締役が新たに就任致しました。

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取 締 役	大 橋 康 史	経営企画部門担当

取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人数	報酬等の額
取 締 役	1名	60百万円
監 査 役	2名	11百万円
合 計	3名	72百万円

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記の支給額には、使用人兼務取締役に支給した使用人給与相当額は含まれておりません。

4. 会計監査人の状況

会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、2019年11月25日開催の取締役会において、当社の現況等を踏まえ、見直しを行った結果、内部統制システムの整備に関する基本方針について以下のとおり継続することを決議致しました。

内部統制システムの整備に関する基本方針

(1) 取締役の職務執行の適法性を確保するための体制

コンプライアンス意識の徹底を図るとともに、効果的なガバナンス体制およびモニタリング体制を整えることによって、取締役の職務執行の適法性を確保する。

(2) 取締役の職務執行に関する情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に関する情報は、法令および社内規程に従い、適切に保存と管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に関する規程に従い、事業経営に影響を与えるリスクを洗い出して重要リスクを特定する。各重要リスクについて対策を講じるとともに、その進捗をモニタリングし、継続的改善を図る。

(4) 取締役の職務執行の効率性を確保するための体制

意思決定の迅速化を図るとともに、事業戦略に基づいて経営目標を明確化し、その達成状況を検証することによって、取締役の職務執行の効率性を確保する。

(5) 使用人の職務執行の適法性を確保するための体制

コンプライアンスに対する方針の明示によって、使用人のコンプライアンス意識の向上を図る。また、効果的なモニタリング体制を整えることによって、使用人の職務執行の適法性を確保する。

(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、傘下のグループ会社の自主責任経営を尊重しつつも、当社グループとしての業務の適正を確保するために、傘下のグループ会社に対して経営方針・経営理念および内部統制システムの整備に関する基本方針を徹底し、当社への報告体制を整備する。

- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に遂行するため、取締役から独立した組織を設け、監査役スタッフを置く。
- (8) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
監査役スタッフは社内規程に従うが、監査役スタッフへの指揮命令権は各監査役に属するものとし、人事事項については監査役と事前協議を行うものとする。
- (9) 当社および子会社の取締役および使用人等が当社監査役に報告をするための体制
当社および傘下のグループ会社の取締役および使用人等が各社の監査役に対して適切に報告する機会と体制を確保するとともに、各社の監査役が当社監査役に対して適切に報告する機会と体制を確保する。
- (10) 監査役への報告をした者が報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社および傘下のグループ会社の使用人等が監査役に報告する機会と体制の確保にあたり、報告を行った使用人等が報告を理由として不利な取扱いを受けないようにする。
- (11) 監査役の職務執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針
監査の実効性を確保するため、監査役の職務執行について生ずる費用の予算を毎年計上し、計上外で拠出する費用についても、法令に則って会社が前払いまたは償還する。
- (12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役が毎年策定する「監査計画」に従い、会計監査人との相互連携等を含む実効性ある監査を実施できる体制を整える。

当社における基本方針の運用状況

当社は、パナソニック株式会社（以下、「パナソニック㈱」という）の子会社として、同社の経営基本方針、諸規程・諸制度に則り、同社の社内カンパニーであるコネクティッドソリューションズ社（以下「CNS社」という）のカンパニー経営会議等による管理と統制のもと、その経営を執行している。

(1) 取締役の職務執行の適法性を確保するための体制

経営理念実践の指針を具体的に定めた「パナソニック行動基準」等の社内規程を運用している。また、取締役会決議による担当業務の委嘱により、取締役の責任を明確化している。さらに、監査役および監査役協議会による監査等が実施されている。加えて、反社会的勢力に対しては、企業内暴排に関する誓約書の取得等の取り組みにより、一切の関係遮断を図っている。

(2) 取締役の職務執行に関する情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録は、取締役会開催ごとに作成され、担当部署により永久保存されている。また、社長決裁については、担当部署により社内規程に従い保存されている。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

パナソニックグループ「リスクマネジメント基本規程」に従って、事業実態に即したリスクアセスメントを通じてリスク情報を一元的・網羅的に収集・評価し、重要リスクを特定するとともに、その重要性に応じてリスクへの対応を図っている。

(4) 取締役の職務執行の効率性を確保するための体制

「決裁規程」の運用、経営上重要な情報の正確かつ迅速な収集・伝達のためのＩＴシステムの整備等により、意思決定の迅速化を図っている。また、事業戦略等を基に策定した経営目標について、四半期決算において達成状況を確認・検証のうえ、その対策を立案・実行している。

(5) 使用人の職務執行の適法性を確保するための体制

「パナソニック行動基準」等の社内規程の運用や「コンプライアンス月間」の取り組み、階層別研修・eラーニングをはじめとする各種の啓発活動を行うとともに、「業務監査」・「内部統制監査」等の実施、パナソニックグループの各種ホットラインの運用等を通じて不正行為の早期発見に努めている。また、反社会的勢力に対しては、不当要求防止責任者を設置し、企業内暴排に関する誓約書の取得等の取り組みにより、一切の関係遮断を図っている。

(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

「パナソニック行動基準」および「決裁規程」の運用、傘下のグループ会社への取締役および監査役の派遣・株主権の行使、グループ会社が遵守すべきガバナンス規程の運用、内部監査部門による定期的な「業務監査」・「内部統制監査」の実施、ＣＮＳ社運営方針発表による目標の共有化および通達等により、当社の内部統制システムの基本方針を傘下のグループ会社に徹底するとともに、当該グループ会社との間で適切な情報伝達等を行っている。また、上記各体制のもとで当社グループの業務の適正を確保することにより、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制についても適切な対応を行っている。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

専任の監査役スタッフが所属する監査役室を設置し、執行部門の組織から分離させている。監査役スタッフには監査役の要求する適切な能力、知見を有する人材を配置している。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

各監査役が、監査役スタッフへの指揮命令を行い、監査役スタッフは、それに従って監査役の職務の補助を行っている。また、監査役スタッフの異動、処遇等の人事事項は、監査役と事前協議のうえ実施している。

(9) 当社および子会社の取締役および使用人等が当社監査役に報告をするための体制

当社および傘下のグループ会社の取締役および使用人等が、各社の監査役主催の定例報告会等において、業務の運営や課題等について報告するとともに、重要会議に監査役の出席を要請して適宜報告している。また、当社傘下のグループ会社の監査役は、各グループ会社における報告内容に関し、当社監査役に対して適宜報告している。なお、パナソニックグループ「監査役通報システム」によって、会計および監査における不正や懸念事項について、当社およびグループ会社の使用人等が直接、パナソニック㈱の監査役会に通報する体制を構築している。

(10) 監査役への報告をした者が報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「監査役通報システム」においても、匿名の通報を認めるとともに、通報者が通報を理由として不利益な取扱いを受けないことは、「パナソニック行動基準」によって確保されている。

(11) 監査役の職務執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針

監査の実効性を確保するために、監査役の職務の執行上必要と見込まれる費用についてあらかじめ予算を計上している。また、緊急または臨時に拠出した費用についても、法令に則って会社が前払いまたは償還している。なお、監査役は監査費用の支出にあたってその効率性および適正性に留意している。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、パナソニックグループ監査役・監査役員との連携を図るために、パナソニック㈱の常任監査役が議長を務める「パナソニックグループ監査役全体会議」に参画している。

また、代表取締役と監査役は定期的におよび必要に応じて、意見交換を行っている。さらに、各部門は監査役による国内外の事業場往査に協力し、内部監査部門も監査役に適宜報告するなど、監査役と連携することにより、監査役監査の実効性向上に協力している。

加えて、会計監査人による監査計画策定、四半期レビュー、期末監査の際に、監査役と会計監査人は定期的に会合を持ち、説明・報告等を受けるとともに、必要に応じて意見交換を行っている。

6. 親会社等との間の取引に関する事項

(1) 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

1. 製品の販売については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、交渉のうゑで決定しております。
2. 資金の預け入れについては、パナソニックグループ内の資金を一元化して効率運用することを前提としつつ、金融機関等の利率も勘案して決定しております。
3. パナソニック㈱からの技術協力費等の収入については、当社が提供する役務および便益に基づき決定しております。
4. パナソニック㈱からの製品の仕入については、見積りを入手し、市場の実勢価格を勘案して交渉のうゑで決定しております。
5. パナソニック㈱に対するグループ経営運営費等の賦課費については、パナソニック㈱本社が提供する役務および便益に基づき、決定しております。

(2) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての当社の取締役会の判断及びその理由

上記の取引は、当社が社内規程に基づき、親会社から独立して最終的な意思決定を行っており、当社の利益を害することはないと当社の取締役会は判断しております。

第 98 号 目 丁 四 流 理 基 因 資 料 市 場 研 究
株式会社パナソニック 取締役会
夫 重 倉 社 長 殿 御 意 料



原本と相違ありません。

福岡市博多区美野島四丁目1番62号
パソニックシステムソリューションズ ジャパン株式会社
代表取締役社長 **片倉達夫**

